

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. ゆあステーションは、デイサービスにおいて、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定める。

2. 体制

(1) 感染症防止委員会の設置

① 目的 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症防止委員会」を設置する。

② 感染症防止委員会は、管理者と指導員で構成する。

③ 感染症防止委員会は、委員長の召集により感染症防止委員会を年に一回開催のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」をする。

(2) 職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を以下の通り実施する。

① 新規採用者に対する研修

② 感染対策に関する定期的な研修を年2回実施する。

③ 外部で実施されている研修会へ積極的に参加をする。

3. 平常時の衛生管理

(1) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。

(2) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥すること。

(3) 来客者が使用した椅子やテーブルは、手袋を着用し、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）で清拭後、湿式清掃して乾燥させる。またはアルコール消毒液を使用すること。

4. 感染症発生時の対応

(1) 感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。① 職員の感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに管理者に報告し、利用者と職員の症状の有無についての把握を行う。特に感染症については、濃厚接触者の状況把握に努める。② 管理者は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、他の職員に必要な指示を行う。

(2) 職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれらが疑われる状況が生じたときは、速やかに以下の事項に従って対応すること。

① 手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。

② 関連施設の医師や看護職員の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと。

③ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること。

④ 必要に応じて協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示をうけること。

（３）以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

・ 協力機関の医師 ・ 保健所 ・ 行政また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

・ 職員への周知 ・ 家族への情報提供と状況の説明

5. その他

（１）本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則この指針は令和４年４月１日から適用する